

○上越教育大学における国立国会図書館のデジタル化資料送信 サービスの利用に関する要項

(平成26年6月6日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、上越教育大学における国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスにより送信された資料（以下「送信資料」という。）の利用に関して必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 送信資料の閲覧及び文献複写申込みができる者は、上越教育大学附属図書館利用規程（平成16年規程第88号）第2条に規定する利用者とするものとする。

(閲覧)

第3条 送信資料の閲覧は、附属図書館内の指定した端末（以下「閲覧端末」という。）においてのみ利用できるものとする。

2 利用者は、閲覧にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 閲覧端末の図書館施設外への持ち出し
- (2) 閲覧端末への外部記憶装置の接続
- (3) 閲覧端末の画面の撮影
- (4) 画面キャプチャ、スキャニング又は資料の電子ファイルの取得

(文献複写)

第4条 送信資料の文献複写申込み及び文献複写料金等については、上越教育大学附属図書館文献複写規程（平成16年規程第89号）によるものとする。

2 文献複写は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条に基づき、学術情報課の職員が行うものとする。この場合において、国立国会図書館から付与されたID及びパスワードを用い、国立国会図書館から承認された端末を利用するものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、送信資料の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年6月6日から施行する。